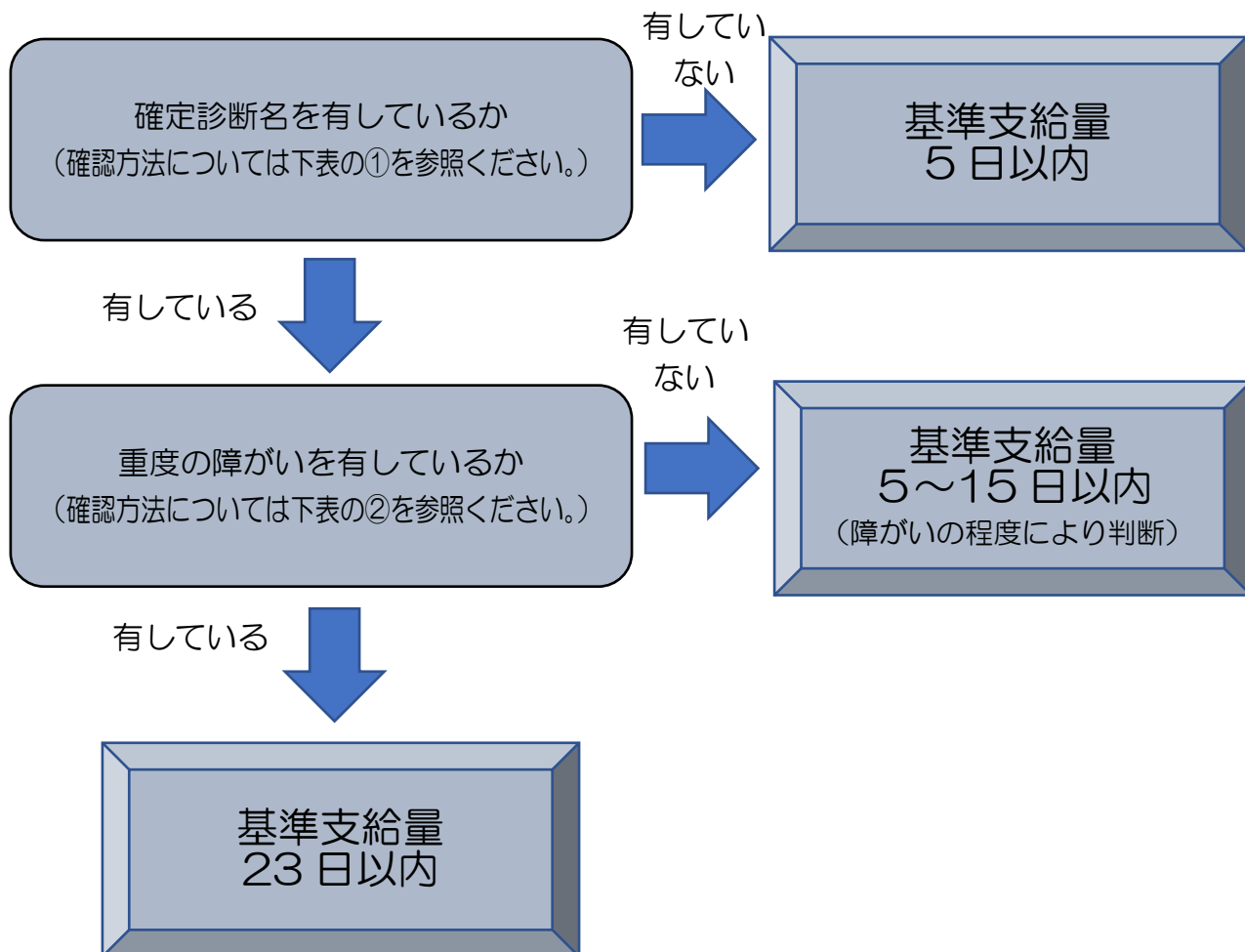


障がいの程度に応じた基準支給量（月に利用できる日数）

【 放 課 後 等 デ ィ サ ー ビ ス 】



基準支給量を決定する際に、各項目以下の方法でその有無を確認します。
更新申請の際には、あらかじめご準備いただきますようお願いいたします。

① 確定診断名の有無について

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳
- ・医師の診断書又は意見書等による確定診断（例：自閉症スペクトラム、ADHD など）

※医師による「疑い」での意見書、各町保健師等による意見書等は確定診断にはなりません

- ・障害児福祉手当・特別児童扶養手当受給者

② 重度障がいの有無について（手帳の等級や手当の種類にて判断します）

- ・身体障害者手帳 1、2級
- ・療育手帳 A1、A2
- ・精神保健福祉手帳 1級